

昭和 45 年 12 月

昭和 46 年度の税制改正  
に関する答申

税 制 調 査 会



## 目 次

### まえがき

### 昭和46年度の税制改正に関する答申

一 国 税	1
1 所得税の減税	1
2 相続税及び贈与税の減税	3
3 租税特別措置の整備合理化等	4
4 そ の 他	7
二 地 方 税	7
1 住 民 税	7
2 固定資産税及び都市計画税	8
3 事 業 税	9
4 料理飲食等消費税	9
5 狩猟免許税及び入猟税	9
6 電 気 ガ ス 税	9
7 入 湯 税	9
8 国民健康保険税	9
9 そ の 他	10
三 自 動 車 課 税	10
四 税 制 改 正 に よ る 増 減 収 額 試 算	11
参 考 資 料	
1 改正案による所得税の課税最低限	13
2 改正案による所得税負担軽減状況	14



## ま　え　が　き

1 税制調査会は、昭和43年9月20日、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応して税制上とるべき方策」について諮問を受け審議を続けてきた。その後昨年までに、昭和43年12月及び昭和45年1月の2回にわたり、その審議の一環としてそれぞれ次のような答申を行なつた。

昭和43年12月「昭和44年度の税制改正に関する答申」

昭和45年1月「昭和45年度の税制改正に関する答申」

2 昭和45年度に入つてから、税制調査会は、新たに三つの部会（第一部会、第二部会及び第三部会）及び基本問題小委員会を設けて引き続き基本的な税制各般の問題について検討を続け、昭和45年11月には、「基本問題小委員会の審議の中間報告」をとりまとめたが、一方、昭和45年11月には、臨時小委員会を設けて、昭和46年度の税制改正の問題についての検討を行なつた。

3 昭和46年度の税制改正の問題については、上記臨時小委員会の4回にわたる審議と第19回総会の検討を経て、本年12月21日の第20回総会において「昭和46年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。



## 昭和 46 年度の税制改正に関する答申

昭和 45 年 12 月 21 日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

昭和 46 年度の税制改正に当たり、 実施すべき事項について、 別紙のとおり、 当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、 政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

委 員	稻 川 宮 雄	井 深 大
○江 上	フ ジ	大 木 正 吾
○小 倉 武	一	小 澤 治 郎
○木 下 和	夫	○黒 川 洋
○河 野 一	之	兒 玉 忠 康
○小 林 與 三	次	重 枝 琢 巳
	瀬 川 美 能 留	○高 橋 長 太 郎
○館 龍 一	郎	○東 畑 精 一
○友 末 洋	治	西 澤 権 一 郎
	長 谷 川 周 重	○原 純 夫
○福 良 俊	之	藤 野 忠 次 郎
	堀 越 穎 三	○前 田 幸 藏 彦
○松 尾 金 藏		○松 岡 義 也
森 茂 喜		森 昌 郁
○山 本 進		横 田 郁

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)



当調査会は、昭和43年9月内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応して税制上るべき方策」について諮問を受け、審議を続けてきているところである。この諮問に応え、税制の基本的問題について理論的な検討を行なうため、本年7月、専門委員の参加を求めて基本問題小委員会を設置した。基本問題小委員会の審議は、これまでのところ、問題点の整理を終え、検討を始めた段階にあり、本格的検討は、明年春以降に予定されている。当調査会は、昭和46年度税制改正に当たつては、基本問題小委員会において提示された問題点をふまえつつ、当面の経済、社会情勢の推移に即応した税制のあり方について審議を行なうこととし、検討を重ねた結果、次の諸点に重点をおいて改正を図ることが適当であると考えた。

#### 1 所得税及び相続税の減税

最近における著しい所得水準の上昇等を背景とした個人の所得税負担の累増を緩和するため、中小所得者を中心とした所得税の軽減を行なうこととし、各種所得控除の引上げを行なうとともに、青色事業主特別準備金を創設する。

また、夫婦間の財産移転について居住用財産の生前贈与及び相続税の配偶者控除の拡充を図るなど、相続税の軽減合理化を行なう。

#### 2 租税特別措置の弾力的運営

公害防止、海外投資促進等のための措置の拡充強化を図り、期限の到来する輸出振興税制について経済の国際化に対応する企業体質の強化の方向に改組し、交際費課税の強化を図るなど、税制上の諸施策につき、社会経済の進展に即応して適切に対処することとする。

#### 3 地方税の軽減合理化

所得税の軽減にあわせて個人住民税の減税を行なうとともに、事業税、電気ガス税等の軽減を行ない、また、市街化区域内の農地の固定資産税の負担について合理化を図る。

#### 4 自動車課税

道路整備財源等の充実に資するため、自動車の利用者に対し、新たな負担を求める税制上の措置を検討する。

### 一 国 税

#### 1 所得税の減税

所得税については、昭和44年度及び昭和45年度の税制改正において、諸控除の引

上げ、給与所得控除の拡充及び税率の緩和が行なわれ、当調査会の昭和43年7月の「長期税制のあり方についての答申」が提案した所得税の改正内容は完全に実現されたところである。この結果、わが国の所得税の課税最低限は、先進諸国の課税最低限と比肩しうる水準に達しており、また、負担率も先進諸国に比べておおむね妥当な水準が達成されたものと認められる。

しかしながら、最近における所得、物価水準の動向やこれを反映した給与所得者を中心とする所得税納税者の著増傾向、わが国国民の蓄積水準の低さ等を考慮すれば、なお、中小所得者を中心として負担の軽減を図る必要がある。

また、このような一般的な負担軽減措置と並んで、所得税におけるいわゆる少額不追及限度額などについても、それが長年の間すえ置かれてきていることにかんがみ、その間の所得水準の推移等に応じて実情に即したものとするよう所要の改善措置を講ずることが適当であると考えられる。

このような考え方に基づき、昭和46年度においては、次のとおり、各種の所得控除の引上げを図り、配偶者控除の適用を受けることができる配偶者の所得限度額等についてもその引上げを行ない、青色申告者に対する優遇措置として、青色事業主特別準備金を創設することとする。

#### (1) 所得控除の引上げ

① 中小所得者の所得税負担の軽減を図るため、所得控除を次のとおり引き上げる。

現 行 改 正 案		
基 础 控 除	18万円	19万円
配 偶 者 控 除	18万円	19万円
扶 養 控 除	12万円	13万円

② 給与所得者の所得税負担を軽減するため、給与所得控除の定額控除を13万円（現行10万円）に引き上げる。

③ その他の人的控除の引上げ

上記の改正にあわせて、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ11万円（現行10万円）に引き上げ、特別障害者控除を15万円（現行14万円）に引き上げるとともに、配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族に係る扶養控除を14万円（現行13万円）に引き上げる。

④ 白色申告者の専従者控除を17万円(現行15万円)に引き上げる。

(注) 上記①から④までの改正は、昭和46年4月1日から実施するものとする。

(2) 青色事業主特別準備金(仮称)の創設

青色申告を奨励し、青色申告者の事業所得の変動を調整し、青色事業者の老後を保障するための特別の措置として、青色事業主特別準備金を創設する。この準備金の主な内容は次のとおりとする。

① 青色事業者については、毎年の事業所得の5%相当額(最高10万円)を限度として、青色事業主特別準備金への繰入れを認める。

② 準備金は、毎年累積して繰り入れることができる。

③ 青色事業者が廃業、引退等をし、又は一定の年齢に達した場合には、準備金を取りくずすものとし、一時所得として取り扱う。これ以外の理由で取りくずした場合や青色申告者でなくなつた場合には、事業所得として取り扱う。

(3) その他

次の所得限度額等については実情に即した改善を図るため、それぞれ次のように引き上げる。

① 配偶者控除及び扶養控除の適用要件である所得限度額を次のように引き上げる。

現 行 改 正 案

給与所得等	10万円	15万円
-------	------	------

(給与の収入金額	22万5,000円	31万7,500円)
----------	-----------	------------

資産所得等	5万円	10万円
-------	-----	------

② 給与所得者が確定申告を要しない給与以外の所得の限度額を10万円(現行5万円)に引き上げる。

③ 山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額を40万円(現行30万円)に引き上げる。

2 相続税及び贈与税の減税

最近における個人財産の保有状況を考慮し、配偶者の財産蓄積への貢献を評価する等の見地から、相続税、贈与税について次のような負担軽減措置を講ずる。

(1) 贈与税の配偶者控除の引上げ等

現 行 改 正 案

控除額（通常の贈与税 の基礎控除額を含む。）	200万円	400万円
---------------------------	-------	-------

適用要件	婚姻期間25年以上	婚姻期間20年以上
------	-----------	-----------

(2) 相続税の遺産に係る配偶者控除の引上げ等

現 行 改 正 案

控除額及び適用 要件	婚姻期間15年をこえ る1年につき20万円	婚姻期間10年をこえ る1年につき40万円
---------------	--------------------------	--------------------------

最 高 限 度	200万円	400万円
---------	-------	-------

(3) 生命保険金及び死亡退職金の非課税限度の引上げ

現 行 改 正 案

生命保険金（法定相続人 1人当たり）	100万円	150万円
-----------------------	-------	-------

死亡退職金（法定相続人 1人当たり）	50万円	80万円
-----------------------	------	------

### 3 租税特別措置の整備合理化等

租税特別措置については、その政策目的の合理性や政策手段としての有効性の判定を厳格に行ない、既得権化や慢性化を排除するよう努力すべきことはいうまでもないところであるが、これらの措置が税制を通じて経済諸施策を遂行しようとするものであることからみて、経済社会情勢の進展に即応して、隨時、弾力的な改廃に努めるべきものと考えられる。

また、新たに税制上の誘導措置を講ずる場合においては、名目的な政策目標のもとにいたずらに措置の数をふやすことなく、真に緊急に必要とされるものについて重点的に措置することとし、かつ、新規の措置の創設及び既存の措置の拡充は、既存の措置の整理合理化に伴う増収額の範囲内にとどめるべきである。

さらに、租税特別措置の方式としては、税額控除及び所得控除は最終的な負担の軽減となつて租税負担の公平を阻害する程度が著しいので、できるだけ課税の繰延べ効果を有する特別償却や準備金等の活用を図ることが適当である。

以上の観点から、昭和46年度においては、当面の経済社会情勢の推移等に即応し、公害防止対策、海外投資、資源開発の促進、企業体質の強化等の施策を拡充し、これらの施策に関連して、輸出振興税制の見直しを行なうとともに交際費に対する課税を強化する。

## (1) 公害対策

最近における公害問題の緊要性にかんがみ、公害防止対策の推進については、税制上も積極的に対処することとする。

- ① 公害防止施設に係る特別償却について、合成高分子廃棄物処理設備を加えるなど対象となる施設の範囲を拡大する。
- ② 公害防止施設に係る特別償却の率を2分の1（現行3分の1）に引き上げる。  
この場合中小企業については、早期償却（3年間30%ずつの均分償却）との選択を認める。
- ③ 公害防止事業費事業者負担法による負担金について短期間の償却を認める。

## (2) 海外投資、資源開発対策

今後における海外経済協力の必要性、基礎資源の確保等の要請に応え、海外投資、資源開発の推進のために、次のような税制上の諸施策を講ずる。

- ① 海外投資損失準備金制度の適用期限を3年間延長するとともに、投資比率の要件を緩和し、かつ、適用地域を拡大して低率の積立てを認める。
- ② 石油開発投資損失準備金制度を次のように拡充し、資源開発投資損失準備金に改組する。
  - (イ) 対象事業に、石油のほか非鉄金属（ウランを含む。）、鉄鉱石、原料炭及び木材を加える。
  - (ロ) 出資のほか、これに準ずる融資を準備金積立ての対象とする。
  - (ハ) 準備金の積立率は、探鉱段階については100%，開発段階については30%とする。

## (3) 企業体质の強化

企業体质の強化を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 船舶についての特別償却の率を初年度5分の1（現行10分の1）に引き上げるとともに、大型航空機についても初年度5分の1の特別償却を認める。
- ② 電子計算機買戻損失準備金制度について、その適用範囲を拡大するとともに、適用期限を2年間延長する。
- ③ 完成工事補償引当金制度を拡充して一般的な補償引当金制度に改組し、造船業及びテレビ、カメラの製造業を加える。
- ④ 企業の設備の近代化を図り、内部留保の充実に資するため、一部の減価償却資

産の耐用年数を短縮するとともに、合理化機械の特別償却の適用範囲を拡大する。

(4) 輸出振興税制の改正

輸出振興税制については、わが国経済の国際化の進展等にかんがみ、制度の適用期限の到来を機会に、昭和43年度の改正において当時の外貨事情等から緊急的に拡充された輸出貢献企業に対する特別割増し措置の廃止等を行なうとともに、最近の輸出入取引の実情に即した措置を講ずる。

- ① 輸出割増償却について、輸出貢献企業の特別割増しを廃止し、通常分の20%を削減してその適用期限を3年間延長する。
- ② 海外市場開拓準備金について、輸出貢献企業の特別割増しを廃止するとともに、中小企業の積立率を引き上げ、その適用期限を3年間延長する。
- ③ 技術輸出所得控除について、その適用期限を3年間延長する。ただし、工業所有権及び著作権の譲渡、海外コンサルティング業務の提供等に係る技術等海外取引の場合を除き、所得控除を現行の2分の1に圧縮する。
- ④ 輸出交際費の特例を廃止する。
- ⑤ 上記のような制度の縮減に対応して輸出入取引に係る長期外貨建債権及び債務の評価の弾力化、海外特許出願費用の損金算入などの措置を講ずる。

(5) 中小企業対策

上述の各種の措置に含まれる中小企業対策のほか、特恵関税の供与に伴い事業転換を行なう中小企業に対して特別に短期間の償却を認める等、税制上の中小企業対策の推進のために所要の措置を講ずる。

(6) 農林業対策

農村工業化政策の樹立を待ち農村地域に進出した企業に対し特別償却を認めるなど税制上所要の措置を講ずる。

(7) 住宅対策等

当面の住宅問題の解決に資する等のため、次の措置を講ずる。

- ① 住宅貯蓄控除制度について、税額控除の限度額を2万円（現行1万円）に引き上げるとともに、その要件を緩和する。
- ② 新築貸家住宅の割増償却制度の適用期限を2年間延長する。
- ③ 勤労者の財産形成のための貯蓄について現行の少額非課税貯蓄の増額を図る等

の貯蓄奨励措置を検討する。

(8) 交際費課税の強化

社用消費の実態にかえりみ、制度の適用期限の到来を機会に、課税を強化することとし、限度額をこえて支出された交際費の損金不算入割合を70%（現行60%）に引き上げる。

(9) その他の特別措置

以上のはか、本年度において期限が到来する特別措置及び新たに新設又は拡充の要望が提出されている特別措置については、上述の租税特別措置の処理に関する基本の方針に即して、政府において適切に対処することを期待する。

なお、社会保険診療報酬課税の特例については、従来からしばしばその是正の必要性を指摘してきたところであるが、早急になんらかの改善措置を講すべきである。

#### 4 そ の 他

(1) 入 場 稅

最近における入場税の負担の状況等にかえりみ、競馬場等への入場を除き、免税点（現行30円）の引上げを図る。

(2) その他所要の税制の整備を図る。

#### 二 地 方 税

##### 1 住 民 税

最近における国民生活水準の推移、住民税負担の状況等からみて、住民税については、引き続き負担の軽減を行なう必要があると認められるが、昭和46年度においては、次のとおり課税最低限の引上げ等の措置を講ずることとする。

(1) 基礎控除等の引上げ

住民税の負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げを行なうものとし、昭和45年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによる負担の軽減のほか、所得控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	13万円	14万円
配 偶 者 控 除	11万円	13万円
扶 養 控 除	8万円	10万円

(2) 障害者、寡婦控除等の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ9万円（現行8万円）に引き上げるとともに、特別障害者控除を11万円（現行10万円）に引き上げる。また、配偶者がいない世帯の1人目の扶養控除を11万円（現行9万円）に引き上げる。

(3) 医療費控除の控除限度額の引上げ

医療費控除の控除限度額を100万円（現行30万円）に引き上げる。

(4) 障害者、寡婦等の非課税限度の引上げ

障害者、寡婦等の非課税限度を35万円（現行32万円）に引き上げる。

## 2 固定資産税及び都市計画税

(1) 市街化区域内の農地に対する固定資産税については、農地と近傍宅地との課税の均衡を考慮し、保有課税の適正化を図るために次のような措置をとることが適当である。

① 市街化区域内の農地については、近傍宅地の価額から造成費を控除した額を基準として評価替えを行なうこととする。

② 課税の方法については、税負担の激変を緩和するため当該農地の市街化の状況に応じ次のような負担調整措置を講ずることとする。

(イ) 農地を3.3平方メートル当たりの価額を基準として次のとおり区分する。

(i) 新評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地の平均価額以上又は5万円以上である農地（以下「A農地」という。）

(ii) 新評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地の平均価額の2分の1以上平均価額未満である農地（以下「B農地」という。）

(iii) 新評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地の平均価額の2分の1未満又は1万円未満である農地（以下「C農地」という。）

(ロ) 昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の額は、それぞれの年度分の調整固定資産税額（農地以外の土地に係る負担調整措置を適用して算定した額）に、それぞれの農地の区分に応じ次の表に掲げる軽減率を乗じて得た額とする。

年 度 区分	47	48	49	50	51	52	53	54	55
C 農 地	—	—	—	—	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0
B 農 地	—	0.2	0.4	0.7	1.0				
A 農 地	0.2	0.6	1.0						

なお、都市計画税についても同様の措置を講ずることとする。

- (2) 市街化区域と市街化調整区域が定められる都市計画区域については、都市計画税は、原則として市街化区域において課税することとし、特別な事情がある場合においては市街化調整区域においても市町村の条例で定める区域においては課税することができるこことすべきである。

### 3 事 業 税

個人事業者の負担の軽減を図るため、事業主控除を36万円（現行32万円）に引き上げる。

### 4 料理飲食等消費税

料理飲食等消費税の負担の軽減を図るため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る免税点を1,800円（現行1,600円）に、基礎控除を1,000円（現行800円）に引き上げるとともに、飲食店等に係る免税点を900円（現行800円）に引き上げる。

### 5 狩猟免許税及び入猟税

狩猟免許税及び入猟税については、狩猟の適正化及び鳥獣保護を図るための狩猟制度の改正に即応する合理化を検討すべきである。

### 6 電 気 ガ ス 税

電気ガス税の負担の軽減を図るため、電気に係る免税点を700円（現行600円）に、ガスに係る免税点を1,400円（現行1,200円）に引き上げる。

### 7 入 湯 稅

温泉所在市町村の消防力の強化を図るため、入湯税の充当対象に消防救急施設等の整備に要する費用を加えるとともに、標準税率を40円（現行20円）に引き上げる。

### 8 国民健康保険税

国民健康保険税の負担の適正化を図るため、課税限度額を8万円（現行5万円）に引き上げる。

## 9 そ の 他

上記のほか、地方税制について、所要の整備合理化を図る。

### 三 自動車課税

自動車の増加に伴い、道路整備や交通渋滞に対する対策等広範にわたり多くの問題が生じている現状にかえりみ、第6次道路整備5か年計画を主とする交通政策上の所要の施策のための財源事情を勘案しつつ、必要最少限度の負担を広く自動車の利用者に求める税制上の措置を講ずるよう政府において検討すべきである。

この場合において、地方道路財源とくに市町村道路財源の強化について配意すべきである。

#### 四 税制改正による増減収額試算

(単位 億円)

改 正 事 項	国 税		地 方 税		国税・地方税計	
	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度
(国 税)						
1 所 得 税 減 税						
(1) 基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除、障害者控除等の引上げ	1,840	1,545	—	—	1,840	1,545
(2) 青色事業主特別準備金制度の創設	115	95	—	—	115	95
(3) そ の 他	30	25	—	—	30	25
計	1,985	1,665	—	—	1,985	1,665
2 租税特別措置の整備合理化等						
(1) 公 審 対 策	100	50	49	25	149	75
(2) 海外投資、資源開発対策	85	45	13	6	98	51
(3) 企業体质の強化その他	250	80	76	28	326	108
(4) 輸出振興税制の改正	+320	+135	+136	+57	+456	+192
(5) 交際費課税の強化	+155	+40	+74	+19	+229	+59
計	+40	0	+72	+17	+112	+17
3 相続税等の軽減	70	25	—	—	70	25
国税の改正による増減収額合計	2,015	1,690	+72	+17	1,943	1,673
(地 方 税)						
1 個人住民税の減税						
(1) 課税最低限の引上げ	—	—	745	707	745	707
(2) 障害者、寡婦控除の引上げ等	—	—	38	36	38	36
計	—	—	783	743	783	743
2 個人事業税の事業主控除の引上げ	—	—	40	37	40	37
3 料理飲食等消費税の免税点等の引上げ	—	—	113	44	113	44
4 電気ガス税の免税点の引上げ	—	—	12	11	12	11
5 入湯税の税率の引上げ	—	—	+22	+20	+22	+20
地方税の改正による増減収額合計	—	—	926	815	926	815
総 計	2,015	1,690	854	798	2,869	2,488

(注) 1 上記の計数は、精査の結果、今後異動を生ずることがある。

2 この表には、新規の自動車課税による増収額は含まれていない。



# 參 考 資 料



## 1 改正案による所得税の課税最低限

### (1) 給与所得者

区 分		家族の構成	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人	夫婦子3人
現 行	昭和45年分		344,573	580,851	728,091	880,328	1,030,833
	平 年 分		347,919	587,528	741,329	900,185	1,059,041
改 正 案	昭和46年分		382,042	631,593	794,943	963,727	1,131,342
	平 年 分		393,416	646,281	812,814	984,908	1,153,846

(備考) 1 昭和46年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算してある。

2 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

### (2) 事業所得者

区 分		家 族 の 構 成	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人	夫婦子3人
白 色 申 告 者	事 業 専 従 者 の 数		0人	0人	0人	0人	0人
	現 行	昭和45年分	185,051	371,546	491,752	611,958	731,546
		平 年 分	187,628	376,701	502,061	627,422	752,164
	改 正 案	昭和46年分	195,360	392,164	525,257	658,350	790,824
		平 年 分	197,938	397,319	532,989	668,659	803,711
青 色 申 告 者	事 業 専 従 者 の 数		0人	1人(配偶者)	1人(配偶者)	1人(配偶者)	1人(配偶者)
	現 行	昭和45年分	185,051	497,835	618,041	738,247	857,835
		平 年 分	187,628	500,412	625,773	751,134	875,876
	改 正 案	昭和46年分	205,642	519,098	659,196	799,293	938,741
		平 年 分	208,355	521,811	664,622	807,432	949,592

(備考) 1 青色事業専従者給与の額は、事業専従者1人にき30万円として計算してある。

2 昭和46年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算してある。

3 青色申告者の改正案は、青色事業主特別準備金（所得金額の5%，最高10万円）の積み立てがあるものとして計算してある。

4 所得額及び世帯人員に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

2 改正案による所得税負担軽減状況

区 分		給与の収入金額		50万円	100万円	150万円
家族の構成		現行	昭和45年分(A)	円 (2.33) 11,695	円 (5.48) 54,862	円 (7.73) 116,064
独身者		現行	平年分(B)	(2.28) 11,445	(5.34) 53,448	(7.33) 110,096
		改正案	昭和46年分(C)	(1.77) 8,895	(5.03) 50,388	(7.06) 105,949
		改正案	平年分(D)	(1.60) 8,045	(4.93) 49,368	(6.97) 104,654
		軽減額	昭和46年分(E)=(A)-(C)	2,800	4,474	10,115
		軽減額	平年分(F)=(B)-(D)	3,400	4,080	5,442
		軽割減合(%)	昭和46年分(E)/(A)	23.9	8.2	8.7
		軽割減合(%)	平年分(F)/(B)	29.7	7.6	4.9
夫婦者	配偶者	現行	昭和45年分(A)	—	(3.26) 32,675	(5.94) 89,115
		現行	平年分(B)	—	(3.18) 31,848	(5.64) 84,634
		改正案	昭和46年分(C)	—	(2.82) 28,240	(5.31) 79,699
		改正案	平年分(D)	—	(2.71) 27,140	(5.20) 78,054
		軽減額	昭和46年分(E)=(A)-(C)	—	4,435	9,416
		軽減額	平年分(F)=(B)-(D)	—	4,708	6,580
夫婦子一人	配偶者扶養親族1人	軽割減合(%)	昭和46年分(E)/(A)	—	13.6	10.6
		軽割減合(%)	平年分(F)/(B)	—	14.8	7.8
		現行	昭和45年分(A)	—	(2.06) 20,640	(4.79) 71,865
		現行	平年分(B)	—	(1.95) 19,540	(4.52) 67,834
		改正案	昭和46年分(C)	—	(1.54) 15,490	(4.16) 62,442
		改正案	平年分(D)	—	(1.41) 14,140	(4.04) 60,732
		軽減額	昭和46年分(E)=(A)-(C)	—	5,150	9,423
		軽減額	平年分(F)=(B)-(D)	—	5,400	7,102
		軽割減合(%)	昭和46年分(E)/(A)	—	25.0	13.1
		軽割減合(%)	平年分(F)/(B)	—	27.6	10.5

200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
円 (9.86) 197,231	円 (13.84) 415,487	円 (20.60) 1,030,040	円 (26.78) 1,875,070	円 (33.15) 3,315,250
(9.25) 185,052	(12.93) 387,936	(19.33) 966,570	(25.58) 1,791,200	(32.20) 3,220,000
(9.00) 180,057	(12.70) 381,006	(19.10) 955,170	(25.39) 1,777,400	(32.05) 3,205,000
(8.91) 178,392	(12.62) 378,696	(19.02) 951,370	(25.32) 1,772,800	(32.00) 3,200,000
17,174	34,481	74,870	97,670	110,250
6,660	9,240	15,200	18,400	20,000
8.7	8.3	7.3	5.2	3.3
3.6	2.4	1.6	1.0	0.6
(8.17) 163,545	(12.34) 370,224	(19.21) 960,815	(25.62) 1,793,420	(32.26) 3,226,500
(7.65) 153,024	(11.49) 344,736	(17.96) 898,170	(24.40) 1,708,400	(31.30) 3,130,000
(7.36) 147,384	(11.20) 336,006	(17.69) 884,560	(24.15) 1,691,150	(31.11) 3,111,250
(7.27) 145,504	(11.10) 333,096	(17.60) 880,310	(24.08) 1,685,800	(31.05) 3,105,000
16,161	34,218	76,255	102,270	115,250
7,520	11,640	17,860	22,600	25,000
9.9	9.2	7.9	5.7	3.6
4.9	3.4	2.0	1.3	0.8
(7.17) 143,420	(11.36) 340,899	(18.36) 918,225	(24.88) 1,741,660	(31.69) 3,169,000
(6.69) 133,824	(10.53) 315,936	(17.13) 856,510	(23.66) 1,656,400	(30.70) 3,070,000
(6.34) 126,984	(10.22) 306,605	(16.82) 841,210	(23.39) 1,637,500	(30.47) 3,047,500
(6.23) 124,704	(10.11) 303,534	(16.72) 836,110	(23.30) 1,631,200	(30.40) 3,040,000
16,436	34,294	77,015	104,160	121,500
9,120	12,402	20,400	25,200	30,000
11.5	10.1	8.4	6.0	3.8
6.8	3.9	2.4	1.5	1.0

区 分		給与の収入金額		50万円	100万円	150万円
家族の構成		現行	昭和45年分 (A)	円 (0.91)	円 9,140	円 (3.78) 56,762
夫婦子二人	配偶者扶養親族2人	現行	平年分 (B)	—	円 (0.75) 7,540	円 (3.54) 53,172
		改正案	昭和46年分 (C)	—	円 (0.27) 2,740	円 (3.14) 47,142
		改正案	平年分 (D)	—	円 (0.11) 1,140	円 (3.00) 45,132
		軽減額	昭和46年分 (E)=(A)-(C)	—	6,400	9,620
		軽減額	平年分 (F)=(B)-(D)	—	6,400	8,040
		軽割減合 (%)	昭和46年分 (E)/(A)	—	70.0	16.9
		軽割減合 (%)	平年分 (F)/(B)	—	84.9	15.1
夫婦子三人	配偶者扶養親族3人	現行	昭和45年分 (A)	—	—	円 (2.82) 42,387
		現行	平年分 (B)	—	—	円 (2.58) 38,772
		改正案	昭和46年分 (C)	—	—	円 (2.12) 31,842
		改正案	平年分 (D)	—	—	円 (1.97) 29,610
		軽減額	昭和46年分 (E)=(A)-(C)	—	—	10,545
		軽減額	平年分 (F)=(B)-(D)	—	—	9,162
		軽割減合 (%)	昭和46年分 (E)/(A)	—	—	24.9
		軽割減合 (%)	平年分 (F)/(B)	—	—	23.6

- (備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。  
 2 昭和46年分は、諸控除の引上げ額を平年分の4分の3として計算してある。  
 3 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。  
 4 ( ) 内は、収入金額100円当たりの税額である。

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
(6.18) 123,621	(10.47) 314,217	(17.55) 877,975	(24.17) 1,692,210	(31.11) 3,111,500
(5.73) 114,624	(9.68) 290,619	(16.31) 815,710	(22.94) 1,606,000	(30.10) 3,010,000
(5.33) 106,761	(9.32) 279,830	(15.95) 797,860	(22.62) 1,583,950	(29.83) 2,983,750
(5.22) 104,416	(9.20) 276,234	(15.83) 791,910	(22.52) 1,576,600	(29.75) 2,975,000
16,860	34,387	80,115	108,260	127,750
10,208	14,385	23,800	29,400	35,000
13.6	10.9	9.1	6.4	4.1
8.9	4.9	2.9	1.8	1.2
(5.26) 105,360	(9.62) 288,687	(16.75) 837,725	(23.46) 1,642,760	(30.54) 3,054,000
(4.84) 96,996	(8.84) 265,419	(15.49) 774,910	(22.22) 1,555,600	(29.50) 2,950,000
(4.44) 88,911	(8.43) 253,055	(15.09) 754,510	(21.86) 1,530,400	(29.20) 2,920,000
(4.31) 86,216	(8.29) 248,934	(14.95) 747,710	(21.74) 1,522,000	(29.10) 2,910,000
16,449	35,632	83,215	112,360	134,000
10,780	16,485	27,200	33,600	40,000
15.6	12.3	9.9	6.8	4.4
11.1	6.2	3.5	2.2	1.4

(大藏省印刷局製造)